

# [28] 近現代の宮家皇族

## 【一代皇族制から永世皇族制へ】

慶応4年(六六)閏4月に皇親の範囲が定められ、江戸時代の四親王家の嫡子は従前通り天皇の養子として親王宣下を受けるが、新設の宮家については一代のみ親王とし、二代目以降は臣籍に下すという一代皇族制を採用し、臣籍降下に際してはとくに華族に列すると定めた。

ところが新立の宮家の中には、聖護院宮、山階宮、北白川宮の各宮家のように、兄弟間で宮家を継承させ、存続を図ろうとした家もあった。一方、特旨をもって子供を皇親に列する例が成立した。華頂宮家には、王子に宮家の継承を認め、さらに東伏見宮嘉彰親王を世襲皇族とし、山階宮見親王を二代皇族とした。また、梨本宮守脩親王が薨去すると継嗣の菊麿王を宮と称することを認めている。

すなわち、伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮の四親王家に加え、幕末維新期において才能のある宮門跡を選俗させて政治参加させ、新たな皇族家が増設された。伏見宮系統にあった青蓮院宮(中川宮、賀陽宮)のち久邇宮朝彦親王、勸修寺宮(山階宮見親王)、仁和寺宮(東伏見宮、

のち小松宮彰仁親王)、聖護院宮(聖護院宮嘉言親王)、知恩院宮(華頂宮博経親王)、桂井宮(梨本宮守脩親王)、照高院宮(北白川宮智成親王)、輪王寺宮(北白川宮能久親王)らが次々と選俗し、その後特例でなし崩しとなり、明治24年(六六)皇室典範(旧典範)制定で永世皇族制(世教を問はず子孫はずべて皇族となる)となった。

他方、明治6年(六六)12月10日、皇族は「自今海陸軍に傍事」とされ、以後、昭和20年(尙少)の帝国軍隊崩壊までの七二年間に、陸軍には、有栖川宮威仁親王ら一八名、海軍には有栖川宮威仁親王ら七名の、計二五名が配属される。皇族妃も病院慰問や包帯巻きなど軍事援護につとめた。

ところで、当時、四明治天皇の直系の皇族男子は嘉仁親王のみであり、ほかの皇族男子は、四親王家と選俗した親王およびその子孫で構成されていた。その主流は伏見宮家と、その分家である久邇宮家であった。なかでも伏見宮那家親王の子だけで、久邇宮、東伏見宮、北白川宮、小松宮、東伏見宮、華頂宮の六宮家を新設し、彼らもみな親王となった。さらに、久邇宮を新設した朝彦親王の子が賀陽

宮朝彦親王、東久邇宮の宮家を設置して上となり、また、朝彦親王の四男守正王も継承者の絶えた梨本宮家を嗣いだ。

こうした宮家増大は経費もかかり、また、明治天皇在世中の明治38年(七〇)までに迪宮(昭和天皇)、淳宮(秩父宮雅仁親王)、光宮(高松宮宣仁親王)の三皇孫が生まれていた。そこで、明治40年(七二)4月11日には皇族男子の情願による臣籍降下を認める旧皇室典範増補一部分改正を公布した。大正9年(二〇)には内規として「皇族の降下に関する施行準則」を制定、「情願をなさざるときは長子孫の四世以内を除くの外勅旨に依り家名を賜ひ華族に列す」とし、伏見宮那家親王の子を一世とし実系五世以下の子孫である王は皇位を継承しない限り、長子孫の系統でも臣籍降下することとなった。

この間、新宮家創設もあり、竹田宮、朝香宮、東久邇宮の三家が、旧典範制定から一七年後の明治39年(七二)に新設される。これは翌明治40年(七三)に臣籍降下をみとめる旧典範増補が制定されるのに先だつた「かけこみの宮家創設」ともいわれる。他方、この三家にはそれぞれ昌子内親王(明治天皇の六女)、允子内親王(同八女)、昭子内親王(同九女)が嫁いでいる。とくに竹田宮家の場合は、宮家創

設前に昌子内親王との婚姻が内定しており、内親王の嫁ぎ先としての新宮家創設とみなされている。この三宮家設置以後、直宮をのぞけば、新宮家の創設はないが、韓国併合後に皇帝一族が皇族に準じた王公族となった。

一方、桂宮、有栖川宮、華頂宮、小松宮の四家は継嗣が絶え、明治から大正に消滅した。そして、敗戦後に、王公族は廃止、直宮以外の二一宮家が皇籍を離脱した。

天皇および皇族から出生した者は世教によらず皇族とする永世皇族制は、明治の旧典範で採用され、「皇太子より皇玄孫に至るまでは男を親王(女を内親王)」「五世以下は男を王(女を女王(皇孫))」と明記された。その後、皇族数の増加に対処するため典範増補などで臣籍降下規定を設置し、世教廃止制となった。なお、戦後の新典範では天皇の子と孫を親王、内親王、曾孫以下を王、女王とし、永世皇族制である。

旧宮家皇族、明治天皇の直系ではない傍系の皇族のこと。戦後の内廷皇族に対する宮家皇族とは異なり直宮をふくまない。明治期において天皇の直系男子は皇太子、嘉仁親王ひとりであったが、それ以前の天皇から分かれた傍系の皇族はのべ二五宮家あった。そのうち、桂井がもつとも近いのは桂宮家所主であった淑子内親王(園仁孝天皇三女)で実

系三親等(三世)であった。次いで近いのが有栖川宮熾仁親王で、熾仁親王の尊属五親等が明治天皇の直系七親等である。國靈元天皇であり、熾仁親王と明治天皇は二親等の隔たりがある。この有栖川宮家も熾仁親王の跡を継いだ熾仁親王の男子熾仁王が早世して継嗣がなく断絶した。

結局、残る二三宮家は、實質的には伏見宮邦家親王の子孫であり、明治天皇と邦家親王とは、伏見宮家の三代貞成親王を同じ祖とする。つまり、貞成親王の王子彦仁王が嗣後花園天皇となり、その弟が伏見宮家四代貞常親王となる。明治天皇から貞成親王まで直系で一六親等の隔たりがある。旧「皇室典範」の規定にかかわらず、明治天皇とほかの親王との間にはすでに数多の隔りがあったのである。  
直宮 天皇の直系の兄弟や子孫の皇族。男子は親王、女子は内親王。明治天皇には五男一〇女が生まれたが多くは夭折し、一男と四女が直宮として成人。一男の熾仁親王はのちの大正天皇、四内親王の常宮(竹田宮恒久王妃昌子)、周宮(北白川宮成久王妃房子)、富美宮(朝香宮鳩彦王妃允子)、泰宮(東久邇宮裕彦王妃聡子)は皇族妃となった。  
大正天皇には皇后御子との間に四男が生まれ、迪宮(裕仁親王)、昭和天皇、淳宮(秩父宮雅仁親王)、光宮(高松宮仁親王)、澄宮(三笠宮崇仁親王)と称した。

定めたことが影響している。

昭和2年(西)10月に、第二次世界大戦後の占領下という特殊な事情により、室町時代以来の伏見宮家をはじめ、江戸時代に設立された閑院宮家、明治維新後に設立された宮家など、合わせて一宮家五十一名が一斉に皇籍を離脱した。しかし、大正天皇の直宮である秩父宮・高松宮・三笠宮は従前通り皇籍に留まった。

伏見宮 応永16年(西)に國靈光天皇の皇子である栄仁親王が伏見御領にもどり伏見殿と称されたことにはじまる。伏見宮第三代の貞成親王の第二王子彦仁王が嗣子のない嗣称光天皇の後を継いで、嗣後花園天皇となり以後の皇位をつないだ。他方、第三王子の貞常王が兄の即位により新王となって伏見宮を継承しその系統が明治まで続いた。その第二〇代邦家親王に男子が多く、貞教・貞愛が当家を継いだ他、九人が宮家を創立・相続し、近代皇族となった。山階宮晃、聖護院宮嘉言、久邇宮朝彦、小松宮彰仁、北白川宮能久、華頂宮博経、北白川智成、閑院宮熾仁、東伏見宮依仁などである。

明治に伏見宮第三代と三四代の当主となった貞愛親王は馬術、囲碁、音楽、弓術、撞球、書道、書画、刀剣、木石花卉などを趣味とし、別邸に矢場や撞球場を設けた。また

昭和天皇には二男五女がおり、長男は継宮(明仁親王、平成の天皇・上皇)、二男は義宮(常陸宮正仁親王)、四内親王は照宮(東久邇宮盛厚王妃成子)、孝宮(鷹司平通夫人和子)、順宮(池田隆政夫人厚子)、清宮(島津久永夫人貴子)であった。なお、二女久宮(和子)は夭折している。  
宮家の断絶 宮家が創設される一方で、継承者が不在のために断絶を余儀なくされた宮家の例も若干ある。

明治維新とともに還俗した聖護院宮嘉言親王がわずか八か月後に薨去したため、聖護院宮家が断絶したのをはじめ、江戸時代に創設された桂宮家や有栖川宮家の断絶もその例である。桂宮の当主は、江戸時代末に宮家を継承した國仁孝天皇の皇子節仁親王が早世、このため親王の姉瀨子内親王が女性で初めて宮家を継承し当主となったが、明治14年(西)は内親王が薨去した後は継嗣がなく、宮家は断絶している。同じく江戸時代に設立された有栖川宮家の場合は、大正2年(西)に熾仁親王が病に罹り、継嗣が不在のため断絶を余儀なくされた。

このほか明治36年(西)小松宮彰仁親王の薨去により、また大正13年(西)華頂宮博忠王の薨去により、ともに継嗣がなく断絶を余儀なくされた。それには明治22年(西)制定の「皇室典範」で皇族は養子をとることができないと

貞愛親王をはじめとするこれら近代皇族とその子弟は多くが陸海軍軍人となり、近代日本の対外戦争に重要な役割を果たした。なかでも昭和期の軍令部総長(海軍)となった伏見宮第五代博泰王と、参謀総長(陸軍)となった閑院宮第六代熾仁は、大元帥の昭和天皇より年長であり、戦争指導に大きな影響を与えた。伏見宮家は昭和22年(西)の皇籍離脱で断絶するまで五三八年続いた。

桂宮 天正18年(西)に八条宮(桂宮)が創設され、翌年、八条宮智仁が親王となった。初代の智仁親王は、嗣正親明天皇の孫、嗣後陽成天皇の弟である。継嗣のない皇孫秀吉の猶子となったが、秀吉と淀君の間に頼松が誕生したため、縁を解消されて、八条宮の当主となり、智仁と命名された。智仁は「古今和歌集」の秘伝を授受され、これを甥の嗣後水尾天皇に伝えた。また遺徳にも優れ、下桂村に別邸(現在の桂離宮)を造営したことから、八条宮はのちに桂宮と称された。この宮家は代々の当主が早世し後嗣にめぐまれず、当主空位の期間も多かった。第二代の皇女淑子内親王が薨去し、当宮は二九二年の歴史を閉じた。

なお、昭和63年(西)に三笠宮崇仁親王第三王子の宣仁親王がそのお印の「桂」にちなみ桂宮を創設したが、西宮家の間に直接の関係はない。

**有栖川宮** 寛永2年(一六二五)に創設。はじめは後陽成天皇の皇子である好仁親王が、養母の御所高松殿に由来する高松宮を称した。その後、九年の空位があり、後水尾天皇の皇子である良仁親王が二代目となった。しかし、嗣後光明天皇が皇嗣なく崩御したため良仁親王が皇統を継いで、嗣後西天皇となり、宮家は再び空位となった。四年後に後西天皇の皇子の幸仁親王が三代目を継いで、寛文12年(一七二二)に高松宮の称号を有栖川宮と改めた。

五代目の職仁親王は和歌と書道にすぐれ、有栖川流の祖と称された。有栖川流を確立した八代目の職仁親王は、明治元年(一八六八)布告された「五箇条の御誓文」を消書している。九代目の職仁は明治維新の戊辰戦争で東征大総督となり、西南戦争では征討総督となるなど、近代国家創設に大きな役割を果たした。皇太子(大正天皇)輔導をつとめた一〇代目の職仁親王は、大正2年(一九一三)に男子の継嗣なく薨去したので、光宮宣仁親王が高松宮となり祭祀を継承。大正12年(一九二三)に職仁親王の皇子妃が薨去し、二四一年続いた有栖川宮の称号は消滅した。

**閑院宮** 享保3年(一七二〇)に、関東山天皇の皇子である秀宮が初代閑院宮となり、直仁と命名された。当時、天皇の近親の皇族男子がほとんど出家しており、皇統の断絶を危惧した新

井白石が将軍に新宮家創設を建言したことによる(一三二)。嗣後継體天皇が三歳で早世したため、二代目の典仁親王の王子兼仁王が一〇歳で皇統を継ぎ、嗣光格天皇となった。五代目の愛仁親王は天保13年(一八四二)に後嗣なく早世したため、四代目の孝仁親王の妃が宮家を維持し、明治5年(一八七二)に伏見宮邦家親王の王子が職仁となり、しばらく中断していた閑院宮六代目を継承した。職仁親王は陸軍軍人で昭和初期に参謀総長をつとめた。宮家は昭和22年(一九四五)の皇籍離脱により廃絶するまで二二九年続いた。

**久邇宮** 明治8年(一八七五)、伏見宮邦家親王の第四王子が朝彦親王となり創設。朝彦親王は幕末に慶喜を支持したため謹慎処分を受け、のちに神宮祭主となった。二代目の邦彦王は陸軍大将となり、その長女良子女王が昭和天皇の皇后となった。宮家は昭和22年(一九四五)の皇籍離脱により廃絶するまで七三年続いた。

**山階宮** 元治元年(一八六〇)、伏見宮邦家親王の第二王子が亮親王となり創設。三代目の武彦王は海軍航空隊に籍を置き「空の宮様」と称されたが、関東大震災で懐妊中の妃を亡くし、精神状態が不安定になった。武彦には山階鳥類研究所を創設した芳麿など四人の弟がいたが、みな皇籍を離れて華族になっており、継嗣がいなかった。宮家は皇籍離脱ま

**博愛宮** 明治九年(一八七六)、伏見宮邦家親王の第二王子が博愛親王となり創設。二代目博愛親王に嗣子がなく、伏見宮貞愛親王の王子博基王が三代目となるも、伏見宮家の後嗣が病弱のため伏見宮に復帰し、博基王の王子博忠王が四代目となった。大正13年(一九二四)博忠王が継嗣ないまま早世して廃絶。祭祀は華頂侯爵家が継いだ。

**北白川宮** 伏見宮邦家親王の第二三王子が智成親王となり、明治元年(一八六八)、照高院宮を称し、同3年(一八七〇)に改称して創設。二代目の能久親王は幕末に幕府側に擁されて、謹慎となる。明治28年(一八九五)に近衛師団長として日清戦争に従軍し、台湾で戦病死。三代目の成久王はフランスで自動車事故により死亡。四代目の永久王は日中戦争の際に蒙疆方面で不時着してきた軍用機の翼に接触して死亡。三代続いた当主の不幸に「悲劇の宮家」とも称されたが、戦後の昭和34年(一九五九)、靖国神社に特別合祀された。宮家は皇籍離脱まで七七年続いた。

**梨本宮** 明治3年(一八七〇)、伏見宮貞敬親王の王子守備親王(邦家親王の弟)が権井宮を改称して創設。二代目は山階宮親親王の王子菊麿王、三代目は久邇宮朝彦親王の王子守正王と、養子継承が続いた。守正王には王子がなく、長女

の王子が大正帝國最後の皇太子であった本東(一九一三)に嫁いだ。宮家は皇籍離脱まで七七年続いた。

**小松宮** 伏見宮邦家親王の第八王子が嘉彰親王となり、はじめ仁和寺宮と称し、のち東伏見宮と改め、イギリスに留学、帰国後に欧州にならい皇族が率先して軍務につくことを奨励した。明治15年(一八八〇)に仁和寺の縁で小松宮を創設、名も彰仁と改め、元帥陸軍大将となり、天皇の名代として英国国王戴冠式に参列。明治36年(一九一三)継嗣なく宮家は二年で廃絶。祭祀は小松侯爵家が継いだ。

**賢徳宮** 明治33年(一九〇〇)、久邇宮朝彦親王第三王子の邦憲王により創設。朝彦親王の旧宮名であり、邸内の榎の老樹に由来するという。父の後に神宮祭主をつとめた。二代目恒徳王は陸軍中将。宮家は皇籍離脱まで四七年続いた。

**東伏見宮** 明治36年(一九一三)、伏見宮邦家の第一七王子で、小松宮彰仁親王の養子となっていた依仁親王が、小松宮家の継承を止められて創設。継嗣なく、大正10年(一九二一)に薨去。後、昭和6年(一九三一)に東伏見侯爵家が祭祀を継ぐ。宮家は間子妃が支え、皇籍離脱まで四四年続いた。

**曾田宮** 明治39年(一九〇六)、北白川宮能久親王の第一王子である恒久王により創設。明治41年(一九〇八)に明治天皇の皇女昌子内親王を妃とし、陸軍少将となる。二代目の恒徳王も陸

軍中佐となり、昭和22年(一九四七)に皇籍を離脱し、その後は国際オリンピック委員会理事などをつとめた。皇籍離脱まで四二年続いた。

**朝香宮** 明治39年(一九〇六)、久邇宮朝彦親王の第八王子である朝彦王により創設。明治43年(一九一〇)に明治天皇の皇女允子内親王を妃とする。フランスで交通事故により重傷となる。療養中にアール・デコ様式にふれ、帰国後の宮邸建築(現在の東京都庭園美術館)にいかされた。のち陸軍大将となり、昭和22年(一九四七)に皇籍離脱。

**東久邇宮** 明治39年(一九〇六)、久邇宮朝彦親王の第九王子である稔彦王により創設。大正4年(一九一五)に明治天皇の皇女聡子内親王を妃とする。長くフランスに滞在し、のち陸軍大将となり、昭和20年(一九四五)にはじめての皇族内閣を組織した。昭和22年(一九四七)に皇籍を離脱後、新興宗教の教祖となるなど話題を集めた。

**〔大正天皇の直宮〕**

大正2年(一九一三)に有栖川宮家が断絶を余儀なくされたとき、天皇第三皇子宣仁親王に高松宮号を与え、有栖川宮家の祭祀を継承させた。その後、第二皇子の雅仁親王および第四皇子の崇仁親王は、それぞれ秩父宮・三笠宮の宮号を与えられた。

**皇統** 昭和49年(一九七四)9月30日、昭和天皇第四皇子の皇宮宣仁親王が津軽車上と結婚した際に御詔、古来親王を同守(太守)に任じた常陸国(茨城県)にちなみ命名。親王は人気漫画の「火星ちゃん」の愛称で親しまれ、癌の研究に尽力し高松宮妃癌研究基金総裁などをつとめている。

**〔戦後創設の宮家〕**

**桂宮** 三笠宮崇仁親王の第二皇子の宣仁親王は、昭和63年(一九三八)、未婚のまま独立して宮号を与えられた。お印「桂」にちなみ命名。かつての桂宮とのつながりはない。宣仁親王は昭和60年(一九三五)までNHKに勤務(嘱託)の経験があり、日豪協会総裁などもつとめた。しかし、急性硬膜下血腫で車椅子の生活を余儀なくされ、平成26年(二〇一四)に急逝した。

**高田宮** 三笠宮崇仁親王の第三皇子の盛仁親王は、昭和59年(一九三四)に鳥取久子と結婚した際に、宮号を与えられた。奈良市の高田山にちなみ命名。久子妃との間に、水子、典子、楠子の三女王をもうけたが、男子はいない。平成14年(二〇〇二)年、スカッシュ練習中に心不全で倒れ急逝したので、久子妃が宮家を預かっている。

**磯織宮** 平成の天皇の第二皇子で、令和の天皇の弟である文仁親王は、平成2年(一九九〇)に川嶋紀子と結婚して宮家を創

**秩父宮** 大正11年(一九二二)6月25日、大正天皇第三皇子の淳宮雅仁親王の二〇歳の成人式に際して創設。武蔵国の秩父嶺にちなんで命名。継嗣なく平成7年(一九九六)に勢津子妃が薨去して断絶。

**高松宮** 高松宮は有栖川宮の祖である好仁親王が与えられた称号。大正2年(一九一三)有栖川宮家の断絶を惜しんだ天皇が、同家の祭祀を継承させるため第三皇子の光宮宣仁親王に宮号を与えて、創設された。継嗣なく平成16年(二〇〇四)に宮久子妃が薨去して断絶。

**三笠宮** 昭和10年(一九三五)12月2日、大正天皇第四皇子の澄宮崇仁親王が二〇歳の成人式に際して創設。奈良の三笠山にちなんで命名。戦時中は陸軍軍人として活躍。戦後は古代オリエント史の研究者として業績を重ね、学問的立場から紀元節の復活に反対した。

長男の寛仁親王は麻生信子と結婚して独立の生活を営み、二女をもうけたが、平成24年(二〇一三)に薨去。三笠宮は桂宮宣仁親王、高田宮盛仁親王の三人の親王よりも長命であったが、平成28年(二〇一六)に満一〇〇歳で亡くなったので、百介子妃が宮家を預かり、寛仁親王妃信子、その長女、彬子女王、次女、瑞子女王は三笠宮家に入った。

**〔昭和天皇の直宮〕**

昭和天皇の直宮は、奈良市にある歌社の地「伏見」にちなみ命名。令和元年(一九九〇)5月、兄の即位により皇位継承第十位で「皇嗣」となる。第一男子、悠仁親王が第二位。悠仁親王の姉に眞子、佳子の二内親王がいる。

[米田・小田部]

**附言**

**〔近現代の皇族の日記〕**

従来から明治にかけて皇族の日記が数多く現存する。たとえば有栖川宮雅仁親王の三冊(明治4年(一九一三)・9年(一九一八)・15年(一九二〇))、四代將軍徳川家茂に嫁いだ和宮親子内親王の『静寛院宮御日記』六冊(明治元年(一九一〇)・6年(一九一五)・久邇宮朝彦親王の三〇冊(天保13年(一九四二)・14年(一九四三)・文久2年(一九五二)・元治元年(一九五三)・慶應2年(一九五七)・明治元年(一九五八)・5年(一九六〇)・14年(一九六二))、有栖川宮雅仁親王の一〇〇冊(明治元年(一九一〇)・28年(一九一七))、同威仁親王の三六冊(明治12年(一九二七)・13年(一九二八))などである。なお、近くは高松宮宣仁親王の日記(大正10年(一九二一)・昭和22年(一九四七))や東本宮伊都子妃の日記(明治32年(一九一七)・昭和51年(一九七六))が刊行されている。

[所]

# [29] 宮家皇族の増大対策

親王家のほかに、**有栖川宮**、**桂宮**、**閑院宮**の四門跡が次々と遷俗し、宮家の数が急増した。この間、皇族の出家も禁じられ、皇族や公家の子弟は僧侶とせず、力量次第で政治に参与させる方針が定まった。

こうした結果、四親王家以外の新たな遷俗親王家が増大することとなる。これを抑えるため、新宮家の嫡子以下は臣籍降下とすることとし、**慶応4年(公)閏4月15日**に「親王・諸王の別、皇族の世数及び賜姓の制」を定め、**明治3年(公)12月10日**には「**桂・有栖川・伏見・閑院の四親王家の外、新に建てし親王家は凡て一代に限り、二代よりは姓を賜ひて華族に列せしむ**」との布告を発した。

ところが、一代皇族たちは漸次、勅旨により特例として宮家の継承が許され、いわゆる旧宮家皇族(直宮ではない)宣下親王による宮家)を構成していった。しかも、**明治22年(公)の旧「皇室典範」制定までは養子相続も容認**されており、新たに設置された宮家の当主の多くが、伏見宮邦家親王の美系の子孫たちで占められる結果となった。

子孫を降下させる回案に好意的でない者もあり、皇族會議では採決されなかった。やむを得ず、波多野は、回案を枢密顧問官の會議で可決し、皇族會議でも質問はあつたが異見はなかつたとして、**大正天皇に施行を奏請した**。こうして**同9年(公)5月19日「皇族の降下に関する施行準則」**が内規として制定された。

**旧「皇室典範」増補** 旧典範は、**明治22年(公)の発布から昭和22年(公)の廃止まで、二度増補という形で原則が部分修正**されている。一度目は**明治40年(公)2月11日**の情願による臣籍降下。二度目は**大正7年(公)11月28日**で、皇族女子の朝鮮王公族への降嫁を認めた。これにより、**梨本宮守正王の長女方子女王は李垠(公)と結婚した**。皇族の降下に関する施行準則**大正9年(公)に制定された**臣籍降下のための内規。これにより、長子孫の系統で伏見宮邦家親王の四親等以内をのぞくすべての王は、成年に達すると華族に降下することとなった。すなわち、当時の旧宮家皇族家のうち久邇宮、賀陽宮、梨本宮、朝香宮、東久邇宮などの当主は伏見宮邦家親王の子を一世とした二世にあたり、その曾孫の世代以後は長子孫の系統でも、皇位を継承しない限り消滅することが必定となったのである。そして、戦後の皇籍離脱で王の身分を失つたものは、みな四

こうした**明治天皇の実系から遠い皇族の拡大を抑止**しようという動きは、旧典範の制定過程に顕著にみられた。**明治15年(公)12月18日**、宮内省に岩倉具視を總裁として内規取調局が設置され、皇族内規が立案されるが、その初案に、「**皇兄弟皇子を親王」「親王より四世までを皇親」「七世までは仍ほ王名を得るも皇親の限はあらず」「八世に至り公爵に列す**」などとあり、皇族の範囲と華族への降下が規定されている。旧典範制定当時、皇族男子の臣籍降下についての明確な条文はなかつたが、**明治40年(公)2月11日**に定められた旧「皇室典範」増補第一条で、「**王は勅旨又は情願に依り家名を賜ひ華族に列せしむることあるべし**」とし、**王たる皇族の臣籍降下の道が明記された**。しかし、同増補では、王にその意思がない場合は降下を免れていた。

そこで、**大正7年(公)**、宮内大臣波多野敬直は、「皇族が多すぎることは皇統の尊厳や皇室財政上「喜ぶべきに非ず」との考えから、帝室制度審議会に臣籍降下の準則の立案を求め、「**皇族の降下に関する施行準則**」を奏出した。回案は、枢密院で修正可決されたが、皇族の中には自分たちの

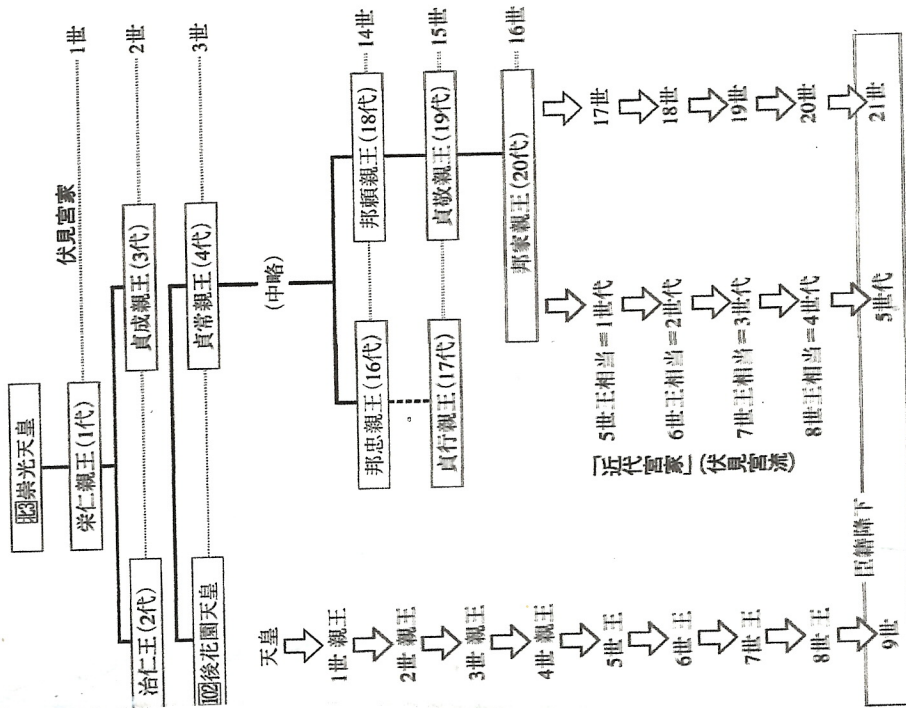
世以内であり、皇籍離脱をした「**宮家を含む伏見宮系三宮家**」は、皇籍離脱がなかつたとしても嗣子がなく断絶するが、降下するかの運命にあつたのである。しかも、旧典範増補第六条で「**降下した皇族は再び皇族に復することはできなくなつて**いた。戦後の皇籍離脱後に生まれた現在の旧皇族の末裔は、生まれた時から皇族ではなく「**皇族に復する**」という表現も止しくないことになる。

**戦前の臣籍降下** 皇族の身分を失つて臣籍に下ること。「**大日本帝國憲法**」下で皇族男子の場合は、爵位を得て賜姓華族となるが多く、皇族女子は、華族との婚姻による降嫁が多い。なお、旧憲法下で臣籍降下した皇族男子は以下の「**六名**である。「**皇室典範**」制定以前では、**明治21年(公)の伏見宮邦家親王五男(伯爵清康家教)**、**明治30年(公)の北白川宮能久親王五男(伯爵二荒芳之)**と**同六男(伯爵上野正雄)の三名**。「**皇室典範**」増補制定による降下は、**明治43年(公)の北白川宮能久親王四男(侯爵小松輝久)**の一名であつた。その後、**大正9年(公)の「皇族の降下に関する施行準則」**により、**漸次、山階宮親麿王二男(侯爵山階芳麿)**、**同三男(侯爵新波麿麿)**、**同四男(伯爵鹿島家麿)**、**同五男(伯爵葛城茂麿)**、**久邇宮邦彦王三男(侯爵久邇邦久)**、**同三男(伯爵東伏見邦英)**、**伏見宮博恭王三男(侯**

侯爵首羽(三彦)、東久邇宮稔彦王三男(侯爵粟田彰常)、久  
 壽華頂博(恒)、同四男(伯爵伏見博英)、朝香宮鳩彦王三男  
 (侯爵粟田彰常)、久

邇宮多嘉王三男(伯爵中治家彦)、同三男(伯爵龍田徳彦)  
 の二三名が成年に達して後に降下した。

[小出部]

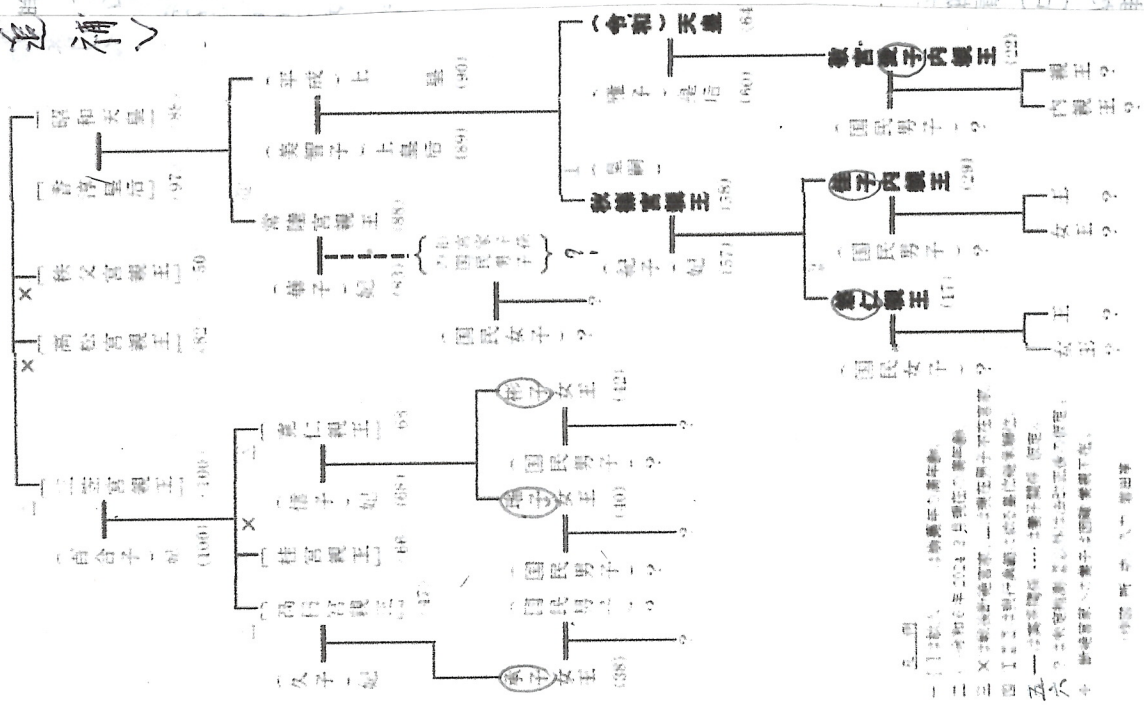


「皇族の降下に関する施行要則」では、降下について「(上の)長子孫の系統  
 四世以上以内を除く」「現在の宮下親王の子孫、現に宮号を有する上の子孫、並  
 に兄弟及びその子孫にこれを準用する」とされておりました。長男系統のみ8世王まで  
 を皇族とし、9世から臣籍降下が行われることになった。  
 ただし近代に入ると次々と立てられた久邇宮、山階宮、小松宮、華頂宮、  
 衆本宮、北白川宮、賀陽宮、東伏見宮、朝香宮、竹田宮、東久邇宮などの「近  
 代宮家」は、いずれも当時伏見宮16世(20代)邦家親王の子孫で占められていた。  
 そのため附則「但し第一案に定めたる世数は故邦家親王の子孫を一世とし、実系  
 によりこれを算す」によって、邦家親王の子孫を1世代目、つまり5世王相当と見  
 なし、その4世代以内(伏見宮20世と同世代まで)を皇族として扱うこととした。  
 これによって近代の諸宮家は伏見宮21世と同等世代からすべて臣籍降下するこ  
 とになったのである。

※「皇室典範有識者会議報告書」より作成

表1 皇族の降下に関する施行要則

戦後(令和現在まで)の皇統構成者略系図



一 皇統構成者略系図  
 二 皇統構成者略系図  
 三 皇統構成者略系図  
 四 皇統構成者略系図  
 五 皇統構成者略系図  
 六 皇統構成者略系図